

一般社団法人 日本看護シミュレーションラーニング学会  
編集委員会規程

(委員会の設置)

第1条 定款52条に基づいて、編集委員会（以下、「委員会」という）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、学会誌の編集に関する業務を所管し、学会誌を発行することを目的とする。

(委員の構成)

第3条 委員会は、理事会で選出された担当理事及び次の委員をもって組織する。

- (1) 理事 1名以上（担当理事を含む）
- (2) 代議員 2名程度
- (3) 正会員 5名以内

- 2 委員長は、委員の中からの互選とする。委員長は本会を総務する。
- 3 委員長は、委員の中から副委員長を指名できる。
- 4 委員は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の招集)

第4条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。
- 3 委員長は委員の3分の1以上の要求があったときは、委員会を招集しなければならない。
- 4 緊急性の高い議題の場合には、委員長は委員にメール審議を求めることができる。
- 5 メール審議では、全員の合意をもって議決するものとする。

(活動事項)

第5条 委員会は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) 学会誌の企画、編集、発行の基本方針に関すること。
  - (2) 投稿規程等の制定、改廃に関すること。
  - (3) 査読委員の推薦。
  - (4) 論文、資料等の投稿受付、査読審査に関すること。
  - (5) 論文掲載の決定に関すること。
  - (6) その他、刊行に関する事業で委員会が必要と認めたこと。
- 2 委員会は、年度末までに次年度予算案及び活動計画を理事会に提出する。

(査読)

第6条 委員会は、代議員および正会員の中から査読委員を選出し、理事会の議を経て学会誌に公告する。

- 2 査読委員の任期は原則として2年とし、再任は妨げない。
- 3 委員会は、上記項目にかかわらず、投稿論文の専門領域によっては、会員以外から臨時査読委員を選出し任命することができる。
- 4 臨時査読委員は理事長が委嘱し、臨時査読委員の任期は、編集委員長承認日から担当論文の編集終了日までとする。
- 5 会員以外に査読を依頼した場合には手当てを支給することができる。
- 6 投稿された論文の査読は、査読委員2名以上および編集委員会で行う。

(議事録の作成と報告)

第6条 委員会は議事録を作成しなければならない。

- 2 委員会は年度末に活動報告書作成し理事会に提出する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会及び理事会の議を経て、理事会の承認を受ける。

附 則

この規定は2022年5月28日から施行する。